



島根県報

平成26年8月1日（金）

第2,619号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定	（高齢者福祉課）	2
森林法第189条の規定による告示及び掲示	（森林整備課）	2
国土調査の指定	（用地対策課）	2

【公 告】

平成26年度消防設備士講習の実施	（消防総務課）	2
平成26年度秋期島根県狩猟免許試験の実施	（森林整備課）	4

【選管告示】

政治資金規正法の規定による設立の届出のあった政治団体		5
政治資金規正法の規定による異動事項の届出のあった政治団体		6
政治資金規正法の規定による解散の届出のあった政治団体		6

【雑 報】

公益信託しまね女性ファンドの平成25年度の信託事務及び信託財産の状況	（環境生活総務課）	7
------------------------------------	-----------	---

告 示**島根県告示第442号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定により告示する。

平成26年8月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社サンフラワーズ	通所介護	茶話本舗花のある家黒川邸	浜田市黒川町307-3	平成26年8月1日

島根県告示第443号

平成26年農林水産省告示第828号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を益田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成26年8月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住 所
益田市岩倉町ハ63、ハ64、ハ470-1からハ470-3まで、ハ583	水津 久	益田市久城町306-4
益田市栃山町イ45、イ49-3、イ365-1、イ365-2、イ366-1、イ366-2、イ367、イ386	小山 智美	益田市岩倉町ハ14
益田市須子町ロ591、ロ592	酒井 キクエ	益田市高津町イ2495-18
益田市須子町ロ592内1、ロ592内2	酒井 昌孝	福山市南手城町三丁目3-31

島根県告示第444号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、次の地籍調査を国土調査として指定したので、同条第5項の規定により告示する。

平成26年8月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

国土調査として指定した年月日	調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間
平成26年7月22日	奥出雲町	稲原地区	告示の日から平成27年6月30日まで

公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10の規定により、平成26年度消防用設備等の工事又は整備に関する講習を次

のとおり実施する。

平成26年 8 月 1 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 受講対象者

- (1) 消防設備士免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から2年以内の者
- (2) 前回の講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内の者

2 講習年月日及び場所

講習区分	免状の区分	講習年月日	場 所
消火設備	第1類の甲種	平成26年10月9日	出雲市
	〃 乙種		
	第2類の甲種		
	〃 乙種		
	第3類の甲種		
	〃 乙種		
警報設備	第4類の甲種	平成26年10月17日	浜田市
	〃 乙種	平成26年10月24日	松江市
	第7類の乙種		
避難設備・消火器	第5類の甲種	平成26年10月31日	松江市
	〃 乙種		
	第6類の乙種		

注 1 受講申請書を受理した後、講習年月日及び場所を指定した受講票を本人宛てに送付する。

2 受講人員の状況によっては、講習日時及び場所を変更する場合がある。

3 講習科目及び講習時間

- (1) 消防用設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項 2時間30分
- (2) 消防用設備等の工事又は整備に関する事項 4時間

※ 講習終了後効果測定を行う。

4 受講申請手続

- (1) 受講申請書の請求先

(一社)島根県消防設備協会、島根県防災部消防総務課、隠岐支庁、県民センター及び県民センター各事務所並びに各消防本部

- (2) 受講手数料

7,000円に相当する額の島根県収入証紙を受講申請書の手数料欄に貼り付けること。

- (3) 受付期間及び提出先

ア 受付期間

平成26年9月1日から同月19日まで(郵送の場合は、9月19日の消印有効)

イ 提出先

松江市北堀町15番地 島根県北堀町団体ビル「(一社)島根県消防設備協会」(郵送の場合は、封筒の表に「消防設備士受講申請」と朱書のこと。)

5 問合せ先

〒690-0888

松江市北堀町15番地 島根県北堀町団体ビル

(一社)島根県消防設備協会

電話 0852-28-7305又は0852-33-7255

F A X 0852-33-7291

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「施行規則」という。）第51条第1項の規定により、平成26年度秋期島根県狩猟免許試験を次のとおり実施するので、同条第2項の規定により公告する。

平成26年 8 月 1 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 対象者

県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者

2 狩猟免許を受けることができない者

法第40条の狩猟免許の欠格事由に該当する者

3 試験科目等

(1) 適性試験

科 目	検 査 事 項
視 力	視力及び視野の検査
聴 力	聴力の検査
運 動 能 力	歩行、四肢の屈伸、挙手及び手指の運動能力の検査

(2) 知識試験

科 目	時 間
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令	90分
鳥獣の保護管理	
猟具に関する知識	
鳥獣に関する知識	

ただし、法第49条第1号に該当する者については、知識試験科目のうち、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、鳥獣の保護管理及び鳥獣に関する知識を免除するとともに、試験時間を30分とする。

(3) 技能試験

免許の種類	試 験 事 項
わな猟免許	<ol style="list-style-type: none"> 1 わなを見て当該猟具の使用の是非を判別すること。 2 指定する法定猟具の1つを架設すること。 3 獣類の図画、写真又ははく製を見てその獣類の判別を瞬時に行うこと。
第1種銃猟免許	<ol style="list-style-type: none"> 1 模造銃（空気銃以外の銃器を模した物をいう。次号から第4号までにおいて同じ。）について点検、分解及び結合の操作を行うこと。 2 模造銃に模造弾を装填し、射撃姿勢をとった後模造弾の脱包を行うこと。 3 2人以上で行動する場合における銃器の保持及び携行並びにその受渡しを模造銃を用いて行うこと。 4 休憩の際必要な銃器の操作を模造銃を用いて行うこと。 5 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 6 距離の目測を行うこと。 7 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。

第2種銃猟免許	1 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 2 距離の目測を行うこと。 3 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。
---------	--

4 開催日時、場所等

月 日	時 間	所在地及び会場名	対 象 区 域
9月21日（日）	午前9時～	出雲市大津町1139 出雲合同庁舎	県内全域
10月11日（土）	午前9時～	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎	県内全域

5 狩猟免許申請方法等

(1) 狩猟免許申請手続

狩猟免許申請書に記載事項を記入し、写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの）1枚及び返信用封筒（受験票の送付に必要な郵送料に相当する郵便切手を貼り付け、宛名を明記したもの）を添えて申請すること。

また、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている場合にあつては当該許可に係る許可証の写しを、当該許可を現に受けていない場合にあつては医師の診断書を添付すること。

(2) 狩猟免許申請手数料

1 法第49条各号のいずれかに該当する者	(1) わな猟免許	2,900円
	(2) 第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許	3,900円
2 1以外の者	(1) わな猟免許	3,900円
	(2) 第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許	5,200円

(3) 狩猟免許申請書提出期限

島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁農林局林業振興・普及第二課、各農林振興センター林業振興課及び事務所林業普及第二課に備え付けた狩猟免許申請書により、試験実施日の10日前までに持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送する場合は、封筒の表に「狩猟免許申請書」と朱書し、試験実施日の10日前までに必着とすること。

(4) 申請書の提出先

郵便番号690-8501 松江市殿町1番地 島根県農林水産部森林整備課鳥獣対策室（電話0852-22-5160）

6 その他

(1) 試験を受けようとする者は、交付を受けた受験票を試験当日必ず携行し、受付に提出すること。

(2) 試験についての問合せは、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁農林局林業振興・普及第二課、各農林振興センター林業振興課及び事務所林業普及第二課にすること。

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第30号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により設立の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成26年8月1日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

1 政党

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
自由民主党島根県全管 協ちんたい支部	小林 孝文	古藤 孝行	安来市安来町1961-28

2 その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
原富夫後援会	渡辺 稔	福原 哲	益田市遠田町3272-4
高見康裕後援会	多久和 忠雄	中島 実	出雲市灘分町905-4

島根県選挙管理委員会告示第31号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により異動事項の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成26年 8 月 1 日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

1 政党

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

名 称	異動事項	異 動 内 容	
		新	旧
自由民主党島根県港湾支部	会計責任者	高橋 光夫	池田 広
自由民主党島根県宅建支部	代表者	浜松 滋夫	神垣 明治

2 その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	異動事項	異 動 内 容	
		新	旧
島根県不動産政治連盟	代表者	浜松 滋夫	神垣 明治

島根県選挙管理委員会告示第32号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同条第3項の規定により告示する。

平成26年 8 月 1 日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	解散年月日
生和会	平成26年 6 月 1 日
渡部みちえ応援隊	平成26年 6 月 30 日

公益信託しまね女性ファンド（平成25年度）信託事務及び信託財産の状況は次のとおりであるので、公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第4条第2項及び知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成3年島根県規則第41号）第6条の規定に基づき公告する。

平成26年 8 月 1 日

公益信託しまね女性ファンド受託者

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社

1 信託事務の概要

島根県内の女性を主たる構成者とする団体により行われた「魅力ある地域づくり」を推進する活動16事業に対し、計3,403,000円、「男女共同参画社会づくり」を推進する活動7事業に対し、計1,305,000円、「次代を担う人づくり」を推進する活動13事業に対し、計3,695,000円、「水と緑豊かな環境づくり」を推進する活動2事業に対し、計600,000円、合計38事業9,003,000円の助成金給付を行った。

2 信託財産の状況（平成26年3月31日現在）

資産合計	金330,662,803円
負債合計	0円
正味信託財産	金330,662,803円